

## 論点に対する回答

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>1. 大法人の法人税・消費税の電子申告（e-Tax）利用率 100%について</p> <p>① 2020 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度につき、資本金の額が 1 億円を超える法人等に関し、法人税・消費税等の電子申告が義務化されています。大法人の電子申告率のこれまでの推移及び最新の状況についてお示しください。義務化の円滑な施行に向けたこれまでの取組をお示しください。併せて、大きなトラブル（苦勞したこと）があれば、ご説明ください。</p>

## 【回 答】

## ① 《大法人の電子申告率の推移及び最新の状況》

平成 29 年度から平成 30 年度における電子申告義務化対象法人（見込）の e-Tax 利用率の推移は、

	平成 29 年度	平成 30 年度
法人税申告	66.1%	73.1%
消費税申告	69.2%	70.2%

となっている。

なお、最新の状況については、年度途中であることから大法人に限定した利用率は把握していない。

（注）平成 28 年度以前の利用率は把握していない。

## 《義務化の円滑な施行に向けたこれまでの取組等》

義務化の円滑な施行に向け、e-Tax の送信容量や受付時間の拡大等の環境整備を実施したほか、電子申告義務化対象と見込まれる法人に対し、リーフレットの送付、説明会の実施、アンケートの実施をした上で、必要に応じ個別訪問等の勧奨を行った。

なお、令和 2 年 1 月現在、ほぼ全ての法人に対し勧奨を終えている状況である。

## 《大きなトラブル（苦勞したこと）》

電子申告義務化の円滑な施行に向けて計画的かつ丁寧に取り組んできたところ、3 万超の法人に接触するのに 2 年を要した。

また、説明会では熱心な法人から多数の質問が寄せられ、回答を行うために予定していた時間を超過するなど、制度の周知に時間を要した。

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>2. 中小法人の法人税・消費税の電子申告（e-Tax）利用率 85%について</p> <p>② 中小法人の電子申告率のこれまでの推移を示すとともに、目標の最新の達成状況について、可能な限り定量的・具体的にご説明いただきたい。</p> <p>③ 最新の達成状況を踏まえ、電子申告（e-Tax）利用率 85%以上の目標達成までの道筋、今後の取組について、具体的、定量的にご説明いただきたい。この場合、進捗の可視化を図るため、月次の進捗目標を設定して進捗管理を行うことが適切と考えられるが、貴省の考えをお示しく下さい。（可能な限り、具体的な月次目標についてお示しく下さい。月次目標設定が困難な場合はその理由をお示しく下さい）</p> <p>④ 中小法人の法人税・消費税の申告について、「将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-Tax）利用率 100%」との目標について、実現に向けた今後の取組方針、スケジュール等について、具体的にお示しく下さい。なお、仮に短・中期的に電子申告利用率 100%の達成が困難と考える場合には、その理由を具体的にお示しく下さい。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>② 令和元年度の法人税申告に係る e-Tax の利用率については年度途中であることから、確たることは申し上げられないが、平成 30 年度の利用率が法人税申告 84%、消費税申告 83%であること、平成 31 年 4 月から令和元年 11 月までの利用件数が前年比いずれも 104%であることを踏まえると、12 月から翌 3 月までの利用件数が前年に比べ、大幅に落ち込むようなことがない限り、「中小法人の法人税・消費税の電子申告（e-Tax）利用率 85%」という目標達成は可能であると考えている。</p> <p>（注）なお、この利用率は大法人も含めたものとなっているものの、大法人は法人全体の 1%程度であることから、大勢に影響がない。</p> <p>③ 前述のとおり、令和元年度において、電子申告（e-Tax）利用率 85%以上の目標達成は可能と考えている。そのため、月次の進捗目標を設定することは不要と考えている。</p> <p>④ 社会全体のコスト削減を図ることは重要であることから、中小法人の</p>	

法人税・消費税の申告について、「将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(e-Tax)利用率 100%」に向けて、取り組んでいくことが必要と考えている。

一方、大法人の電子申告義務化を実施する際にも、前述のとおり綿密な環境整備をしたところ。

仮に中小法人の電子申告義務化を実施するのであれば、中小法人が電子申告を行える環境が整っていることを前提として、丁寧な対応が必要となる。

しかしながら、例えば、中小企業庁が発表した、「2016年版中小企業白書～未来を拓く稼ぐ力～」によれば、中小企業における記帳を行う際のITの活用状況について、

- ・ 経営で記帳する際にパソコンを利用していない中小企業が約2割
- ・ さらに、パソコンを利用している中でも会計ソフトを利用せずに記帳している中小企業が約3割

あるとされており、依然としてITを活用せずに記帳を行っている中小法人も一定程度いるものと考えられる。

(参考) 中小企業における記帳の際のITの活用状況(中小企業白書2016年)

- ・ パソコン利用 : 76.5%(未利用23.5%)
- ・ 会計ソフト利用 : 69.4%(未利用30.6%)

このように、必ずしも電子申告が行える環境が整っていない現状において、電子申告利用率100%を達成するため、中小法人の電子申告義務化を直ちに実施することは社会的影響が大きいものと考えている。

いずれにしても、大法人の電子申告義務化もまだ適用が開始されておらず、その履行状況等を踏まえて、将来的に検討されるものと承知しているが、当庁としては中小法人も含め引き続き電子申告が推進するよう利用勧奨に取り組むこととしている。

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>3. 電子納税の一層の推進について</p> <p>⑤ 電子納税の利用率の改善の状況について、お示し下さい。併せて、更に電子納税の利用率を引き上げる上での課題及び今後の取組についてご説明ください。</p>

【回答】

- ⑤ 国税庁においては、これまでもダイレクト納付やインターネットバンキングなどの電子納税、クレジットカードによる納付など多様な納付手段を提供するほか、納税者のニーズを踏まえ、ダイレクト納付において、複数の金融機関の預貯金口座の登録を可能とするなど機能改善を図ってきた。

電子納税の利用率は増加してきているものの11.0%にとどまっており、金融機関窓口での納付が納付手段の大半を占めている。これは取引先への支払等のために金融機関に出向いた際に国税の納付も併せて行うといったことが要因の1つと考えている。

決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても、納税者利便の向上、業務の効率化をより一層図るため、令和7年度（2025年度）までに、金融機関窓口に出向くことが不要なキャッシュレス納付（注）の比率を4割程度とすることを目指すこととしており、地方団体や金融機関とも連携して、ダイレクト納付を中心に利用勧奨を行っている。

今後、より効果的な利用勧奨を行っていくとともに、機能改善による利便性の更なる向上を図るなど、電子納税の一層の推進に向けて取り組んでまいりたい。

（注）

「キャッシュレス納付」とは、振替納税、ダイレクト納付・インターネットバンキングなどの電子納税、クレジットカード納付をいう。

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>4. e-Tax の使い勝手の大幅改善</p> <p>⑥ 利用満足度に係るアンケートの実施状況及び結果概要をお示しいただくとともに、当該アンケート結果の活用状況について、具体的にご説明ください。</p> <p>⑦ e-Tax の使い勝手の改善に関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人共通認証基盤（ID・パスワード方式）の利用</li> <li>・ e-Tax 受付の通年 24 時間化</li> </ul> <p>について、昨年 4 月 11 日の行政手続部会の審議後の検討の進捗状況をお示しください。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>⑥ 当庁においては、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を納税者にとって利用しやすいシステムにしていきたいと考えており、今後のシステム開発や運用等の参考とするため、アンケートを実施している。</p> <p>その結果、平成 31 年 2 月から令和元年 5 月にかけて、138,933 件の回答があったところ。アンケートにおいて、5 段階評価のうち、上位評価（上位二段階）を得た割合は 81%となっている。</p> <p>また、要望のあった事項については予算の制約はあるものの実現可能なものから、システム開発や運用等の改善を行っている。</p> <p>具体的には、e-Tax 受付時間や送信容量の拡大、e-Tax を利用可能なブラウザに Microsoft Edge を追加するなど、対応したところ。</p> <p>引き続き、e-Tax の使い勝手が向上するようにアンケート結果を活用し、システム開発や運用等を改善してまいりたい。</p> <p>⑦ e-Tax の使い勝手の改善に関して、</p> <p>法人共通認証基盤（ID・パスワード方式）の利用について、昨年 4 月の行政手続部会において、「法人共通認証基盤の利用の可能性について、経済産業省と協議を始めている」旨ご説明したところ。</p> <p>その後の検討状況としては、法人共通認証基盤から公開されているガイドライン等を基に、e-Tax は利用者識別番号を主キーとして認証を行うため、法人共通認証基盤と e-Tax 利用者識別番号の紐付をどのように行うか</p>	

などの e-Tax のシステム面における課題・懸案事項等の洗い出しを実施し、経済産業省と協議を行っている。

今後とも国税庁としては、関係省庁とも協議しつつ、法人共通認証基盤の利用の可能性について、引き続き検討してまいりたい。

e-Tax の受付時間については、平成 16 年の導入以降、順次拡大してきたところであり、昨年の行政手続部会（平成 31 年 4 月 11 日）での御指摘も踏まえ、更なる受付時間の拡大について検討を行っている。

具体的には、現状、確定申告期及び毎月の最終土曜日と翌日曜日以外の土日祝日を非稼働日としているところ。

当該非稼働日の受付について、より具体的な利用者のニーズを踏まえつつ、メンテナンス時間を削減することによる受付日の拡大など、更なる拡大の可否も含めて検討を行っている。

引き続き、利用者のニーズや、機器メンテナンス方法や運用監視等に要する人件費などの費用対効果を総合的に勘案しつつ、更なる受付時間の拡大について検討してまいりたい。

重点分野	国税
省庁名	財務省
論点	<p>5. 地方税との情報連携の徹底</p> <p>⑧ 国税と地方税の情報連携に関して、昨年4月以後の検討等の進捗状況等についてご説明ください（昨年4月11日の行政手続部会への提出資料（事後的に提出されたものを含む）において、予定、検討、協議・調整とされている事項については、必ず、その後の検討等の状況をご説明ください）。</p>

【回答】

⑧ 国税と地方税の情報連携に関して、以下の対応を行うこととしている。

・ 開廃業・異動等に係る提出の電子的提出の一元化

法人の開廃業・異動等に係る届出内容を e-Tax ソフトに入力すれば、国税及び地方税双方の届出書を自動作成し、納税者はそれらを e-Tax に送信すれば、地方税に係る届出書は e-Tax から eLTAX に自動送信する仕組みを総務省と連携して開発しており、令和2年3月に導入する予定である。

・ 法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除

法人税申告情報を e-Tax ソフトで入力した場合には、eLTAX における重複情報に係るデータを eLTAX ソフト (PCdesk) にエクスポートする機能を総務省と連携して開発しており、令和2年3月に導入する予定である。

・ 財務諸表の提出先の一元化

e-Tax により法人税の申告を行う際に、財務諸表を電子的に提出している場合には、eLTAX に自動送信する仕組みについて、総務省と連携して開発しており、令和2年4月に導入する予定である。

・ 連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

連結親法人が e-Tax 等により連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合に、連結子法人が当該届出書を提出したものとみなし、連結子法人による提出を不要とする仕組みを令和2年4月に導入する予定である。

また、「財務諸表の提出の一元化」の仕組みの導入に伴い、e-Tax 等により提出された連結親法人又は連結子法人の個別帰属額等の届出書について、eLTAX に自動送信する仕組みを総務省と連携して開発しており、令和



2年4月に導入する予定である。

・法人税の所得金額等のデータ連携

法人税の所得金額等の情報を市町村に対してデータ連携を行う仕組みについて、総務省と連携して検討しており、令和3年度末までに導入する予定である。

・国税関係書類の重複記載の排除

別表17(3)（特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書）及び別表17(4)（国外関連者に関する明細書）がe-Taxで提出される場合に、重複記載を排除する機能等の構築について、納税者のニーズや費用対効果を踏まえつつ、引き続き検討していきたい。

また、会社事業概況書と財務諸表の重複記載を排除するため、財務諸表がe-Taxで提出される場合には、会社事業概況書の損益科目及び貸借科目の入力を不要とするなど、実現方法を検討中である。

・地方税から国税への情報連携

地方税当局から国税当局への情報連携としては、現在、

- ① 地方税当局に提出された給与支払報告書等により把握された所得控除や合計所得金額の変更に係る情報（扶養是正情報、申告漏れの収入情報、無申告情報）の提供
- ② 地方税当局が受理した所得税確定申告書の情報の引継ぎなどが実施されているところ。

なお、地方税当局から国税当局へ提供されるこれらの情報については、データによる場合と書面による場合が存在。

上記のようなデータによる情報連携が実現されれば、国税当局における事務処理が効率化され、早期に納税者への是正連絡や還付金の支払い等が可能になると考えられる。

データによる情報連携の推進には、地方団体の理解と協力が必要不可欠であることから、今後も引き続き、総務省と連携し、地方団体への利用勧奨等を行ってまいりたい。